第五号書式（第十六条の三関係）（日本産業規格Ａ列４番）（昭37運令46・全改、昭50運令13・昭56運令12・昭59運令18・平６運令12・平９運令78・平14国交令79・平25国交令31・令元国交令20・一部改正）

貯蓄金管理協定届出書

年　　月　　日

地方運輸局長
運輸監理部長　殿

船舶所有者の住所
及び氏名又は名称

主たる船員の労務
管理の事務を行う
事務所の所在地及
び名称

貯蓄金に関する協定を締結したので、船員法第34条第２項の規定により、別紙協定書を添え、届け出ます。

記

１　使用する船員数　　人

２　労働組合加入者等数　　人

３　船員の過半数を代表する者の氏名及び住所

記載心得

労働組合加入者等数は、当該協定を締結した労働組合の加入者数又は船員の過半数で組織する労働組合がない場合において当該協定を締結した者が代表する船員の数を記載すること。